

## 多度津町農業委員会議事録

令和3年11月19日午前8時52分より午前9時31分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

報告 その他

出席状況

出席委員

農業委員（12名）

議長	大西和芳
職務代理者（2番）	土田敏雄
職務代理者（3番）	山崎義行
4番委員	三野敏彦
5番委員	横關幹夫
6番委員	斯波明美
7番委員	矢野和幸
8番委員	中村稔
10番委員	伊達和博
11番委員	山崎賢三
12番委員	篠原壽雄
14番委員	細川清二

農地利用最適化推進委員（7名）

2番委員	眞鍋憲明
3番委員	中北一郎
4番委員	大谷泰則
5番委員	山地文
6番委員	池田一普
7番委員	村井文数
8番委員	宮武良充

欠席委員

農業委員（2名）

9番委員

秋山義充

13番委員

西山正美

農地利用最適化推進委員（1名）

1番委員

堀家徹

農業委員会事務局職員

事務局長 海田 康弘

農地係長 吉田 清司

主任主事 中西 祐太

## 審 議 内 容

- 事務局長 おはようございます。
- ちょっと時間早いですけど、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから多度津町農業委員会定例会を開催いたします。
- 初めに、大西会長よりご挨拶を申し上げます。
- (会長挨拶)
- 事務局長 ありがとうございます。
- 続きまして、本日の出欠状況についてですが、秋山委員様、西山委員様、堀家推進委員様が所用のため欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。本日は農業委員14人中12人が出席していますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会が成立していることをご報告いたします。
- 続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっていますので、大西会長にお願いしたいと思います。
- 議長 改めまして、よろしくお願ひいたします。
- それでは、最初に署名委員さんの指名をさせていただきたいと思います。
- 4番の三野委員さん、5番の横關委員さん、よろしくお願ひしたいと思います。
- 続きまして、昨日の小委員会の報告を宮武委員さんのほうからよろしくお願ひいたします。
- 宮武委員 第2号議案のところにあります第5条の申請につきまして、昨日現地を見てまいりました。どちらの案件についても適切であると思われるので、報告いたします。
- また、その他の議案につきましても適切であると判断いたしますので、ご報告申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。
- ただいまの小委員会のご報告に関連いたしまして、何かご質問、ご意見あればよろしくお願ひいたします。
- 特にございませんか。
- (なし の声あり)
- 議長 ないようですので、早速議案の審議のほうに入らせていただきたい

と思います。

それでは、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知についてを議題といたします。

事務局より報告をお願いします。

事務局

議案第1号をご覧ください。

【議案第1号1番から9番について 議案書を基に朗読】

番号1番の補足といたしまして、番号1番で解約した農地につきましては、議案第2号の農地法第5条申請にて転用予定となっております。

番号2番から4番の補足といたしまして、香川県農地機構を通じて貸借していたものを解約しました。

番号5番の補足といたしまして、解約理由は耕作不便になります。

番号6番の補足といたしまして、解約理由は借手の変更になります。

番号7番の補足といたしまして、解約理由は農業廃止になります。

番号8番の補足といたしまして、解約理由は経営縮小になります。

番号9番の補足といたしまして、解約理由は耕作者都合になります。

番号7番の補足といたしまして、戦前からの小作地を当事者の合意に基づいて解約をするものです。

また、番号4番の解約理由の耕作不便についてですが、こちらの農地は9月議案の中で機構法第20条で解除した農地の隣の田んぼです。袋地となっており、農地機構の専門員が借手を探しておりましたが、相当の期間を経過しても借手が見つからず、今後も当該農地の貸付けを行うことができる見込みがないことから、耕作不便ということで合意解約となりました。

番号5番の解約理由の耕作不便についてですが、こちらの農地に地下水が浸水しているということから農地がぬかるんでおりまして、コンバインでの刈取り等の作業が困難になってきており、このたび解約となりました。

以上です。

議長

ありがとうございました。

皆さん方のご意見、ご質問等をお伺いする前に、いつものとおり7番の戦前からの小作地合意解約ということで、担当は三野委員さんかな。

- 4 番委員 聞いてはないんです。
- 議長 聞いてはない。特に、参考になるようなことは聞いてないということ  
とで。  
それでは、そういうことですので、議案第1号につきまして、皆さん方からご意見、ご質問等あればよろしくお願ひいたします。  
どうぞ。
- 5 番委員 議案第1号の5番で耕作不便ということで、今理由として地下水噴出ということで項目を挙げられたのですが、私、以前堀江のほうで田んぼを借りているときに、こういうふうな状況で言ったら、以前、●●さんのときに、それは該当しないと言われたんですよ。地下水が高いとか低いとかってというのは。それは、もう借りたときの条件云々じゃなくて、知って借りたのだから、この地下水噴出とか、地下水水位が高いって理由にならないっていう話があったんですよ。だから、継続して使ってくれと。だから解約は駄目って言われたのですが、その後こういうのは通るようになったんでしょうか。
- 議長 事務局、それでは回答していただく前に、今●●委員さんのほうからご質問があった内容について、冒頭にちょっと申し上げたように、各委員さんご理解いただいたでしょうか。  
そうしたら、ちょっと回答を事務局のほうから。
- 事務局 以前は、機構を通じた貸借をされてらっしゃったんですか。
- 5 番委員 利用権です。
- 事務局 利用権ですか。利用権の場合は、双方が納得いただいたら解約通知書を農業委員会へ提出していただいて。
- 5 番委員 いや、今言ってるのはそうじゃなくて、理由として、地下水の噴出云々というのは、それは理由にならないと言われたんだ。
- 事務局 それは、相手方からですか。
- 5 番委員 いや、相手方からね。それ知った上で借りたのでしょうかということ。●●さんが農業委員やっていて、●●さんもそれはもう知った上で借りているのだから続けて満期まで借りてくれって言われたんです。そこで、今言ったように、地下水の噴出や、そういうことでコンバイン入れないというんは、それを知って借りてるんだから、理由に該当しないっていうこと。そういう理由が通るのかなと。
- 議長 ちょっとすいません、昨日の小委員会も若干そんな点出たので、地元の●●副会長のほうがもうちょっと詳しく、こういうことになったというのをご存じのようなので、ちょっと副会長のほうから。

職務代理人 (3番) ●●さん、この件、実は9月頃まではどうもなかった。それで、9月頃までは田植えしているから水を入れる。緩くても構わないと、去年も作っていました。去年は地下水が山から噴かなかったのです。今年になって山から地下水が噴きかけて。それで、貸主が気の毒になって、もう構わないと。うちが管理すると言いました。その貸主は稲は作りません。2年間は貸していたのですが。最近になって山からの地下水が水路の底を通って出てきました。

5番委員 ●●さん、言いよることは分かります。

職務代理人 (3番) 貸手がもう気の毒だからと言うので。

5番委員 だから、貸手が納得してくれたらいいんですけど、堀江の方は納得してくれなかった。言いたいのは、急に条件が変わった云々じゃなくて、●●さんがそうでしょう。●●さん倉庫の横の●●●●さん。私が扱った分を●●さんがしたやつ。あれも噴出してきました。

職務代理人 (3番) あれも地下水が、部分的にな。

5番委員 あれもそう。最初はよかった。もうだんだんだんだんコンバインが入れなくなった。

一、二年使っておいて云々という。このように貸し手と借り手がうまくいったらいいんだけど、間に入った農業委員さんが、いっぱい作ってくれないかんわと。知って借りたのだからって言われたら、こういうような結局噴出するから土壌条件が変わったから返すって言っても、地主さんが受けてくれないケースがあったんですね。

職務代理人 (3番) ですが、今のこの件は、とにかく貸主がもう気の毒だからと言って、逆にもう作っている分を返してしてくれと言ってきたから、これはもうどうこう言ったって。本人も、借手も納得したんや。ですから、もうそれならうちも年が寄って、もうできないと言って、それならちよとええと言って、解約に至ったわけです。それは、双方から話を私は聞いているから。そういうことです。

5番委員 いや、その内容は分かるんです。言ってることは分かりますが、相手が納得してない場合は返すことができなかったからって、こういう理由は駄目ですよっていうことを言われました。

職務代理人 (3番) それでも、この件はとにかく双方が納得してます。使用貸借権です。それで、機構へ貸している土地がありますし。そういうことをご理解お願いします。

議長 今のお話を聞いておきますと、今回のこの議案の7番の案件につきましては、双方の合意の下で解約をするということで、これについて

は私なりに問題はないかと思えますけども、●●委員さんのご指摘の、今回の分以外の過去にもあったようですけども、そういったいわゆる合意ができない場合にどういう処理ができるのかどうか、これについてはちょっと今日の議案から、今結論を出しにくいようですので、事務局のほうでちょっとできる範囲で農業会議なり、いろんなところに聞いて、●●委員さんへ、後日回答ということによろしいですか。

5番委員  
議長

会長、やっぱり和解仲介とかで結論出すしかないと思います。

だから、ご承知のとおり、そういうときに仲介に入る、やっぱり各委員さんがそういう問題があったときに仲介に入るということもしなければいけない事案になろうかと思えますし、そんなことも含めていま一度申し上げますけども、ちょっと宿題ということで、今日のところはさせていただいてよろしいですか。

5番委員  
議長

はい。

ほかの委員さん、今のことについてご理解いただきたいと思えます。

ほかに何かありますか。

(なし の声あり)

議長

ないようですので、議案第1号につきましては報告案件ということで処理よろしく願いいたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。

**【議案第2号1番から2番について 議案書を基に朗読】**

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域内であることから、第3種農地であると判断しております。転用理由として駐車場となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和4年1月1日、工事完了が令和4年12月31日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費で合計1,470万円となっております、資金証明書を添付しております。転用面積については

1, 000 平米以上のため、町建設課の開発許可の協議に該当いたしますが、転用目的が駐車場のため、開発許可の協議には該当いたしません。

番号2番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地でありましたが、8月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として分譲住宅5区画となっております。まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和4年1月15日、工事完了が許可日から3年間となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費、建築費で合計6,700万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以上のため、町建設課の開発許可の協議に該当いたします。

補足としまして、工事完了日については許可日から3年間と記載していますが、町建設課の開発許可申請は現在提出しておらず協議がなされていません。このため、許可日から3年間という記載となっております。また、開発許可と農地転用許可の許可日については、同時許可が原則になります。

以上、2件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから、許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたけれども、これにつきましてご意見、ご質問あればよろしくお願いたします。

特にございせんか。

(なし の声あり)

議長

ないようですので、議案第2号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長

異議がないようですので、承認をいたしたいと思ひます。よろしく

お願いします。

続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

農業委員会法等に関する法律の第31条の議事参与の制限の関係で該当いたします●●委員さん、一時退席をお願いします。

(●●委員退席)

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号をご覧ください。

多度津町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。合計で16件、2万1,282平米の申請があり、全て使用貸借権での設定になります。内訳としまして、更新が4件、5,523平米、新規が12件、1万5,759平米になります。

補足といたしまして、6ページから8ページの表につきましては、土地所有者が香川県農地機構へ貸付けをし、香川県農地機構が右側の欄に記されております借手へ貸付けをいたします。

以上の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。また、農業委員会の承認を得ますと、11月24日より公告縦覧となります。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がございましたけども、これにつきましてご意見、ご質問あればよろしくをお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようですので、議案第3号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長

異議がないようですので、議案第3号を承認といたします。ありがとうございました。

(●●委員着席)

議長

議案のほうは以上になりますので、続きましてその他で事務局よりご報告よろしくお願ひいたします。

事務局長

事務局より6点ご報告させていただきます。

1点目は、相続届出について、2点目は来月分の農地機構貸借案件について、3点目は令和3年度市町農業委員農地利用最適化推進委員研修会の出欠について、4点目は農業委員会事務アンケートの集計結果及び内容欄について、5点目は農業新聞の普及啓発について、6点目は今年の農地農政検討会についてです。

事務局

【その他6点について事務局より説明】

事務局長

引き続き、来月の予定についてご報告いたします。

12月の小委員会は、9日木曜日の午前9時から第1会議室で行います。当番委員は9番秋山委員、推進委員は1番堀家委員にお願いしたいと思います。

定例会は、10日金曜日の午前9時から第1会議室で行います。署名委員は、6番斯波委員、7番矢野委員、8番中村委員のうち、2名の方をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

議長

ありがとうございました。

これでご案内の議案なり、その他の報告事項につきましては全て終わったわけでございます。

全体にわたりまして、再度何かご質問等あればお聞きしたいと思いますのでよろしくお願ひします。いつものように、別に今日の議案等々以外でも結構ですので、何かあればお願ひします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

議長

特にないようですので、冒頭にも言いましたように、大変お忙しい中でございますので、いつもよりちょっと早いですけども、これで当月の定例会を終了させていただきたいと思ひます。ありがとうございました。